

# 宮城県悪臭公害防止対策要綱

改正 昭和56年8月1日  
昭和57年8月1日  
平成 5年4月1日

## (目的)

第1 この要綱は、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)及び公害防止条例(昭和46年宮城県条例第21号)に定めるもののほか、工場又は事業場(以下「工場等」という。)から発生する悪臭により、周辺住民の生活環境が阻害されることを防止するため必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この要綱の適用地域は県内全域とし、「工場等」とは、次の各号に掲げる事業の用に供する施設及びその作業をいう。

- (1) 農業
- (2) 建設業
- (3) 製造業
- (4) 卸売業・小売業
- (5) 電気・ガス・水道・熱供給業
- (6) サービス業

2 前項の施設及び作業には、廃棄物(排泄物を含む。)も含むものとする。

3 この要綱において「規制地域」とは、悪臭防止法第3条第1項の規定により知事(指定都市の区域については、指定都市の長)が指定した特定悪臭物質の排出を規制する地域をいう。

4 この要綱において「指定市町村」とは、前項で知事が指定した特定悪臭物質の排出を規制した地域を所轄する市町村をいう。

5 この要綱において「指定都市」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)252条第1項に規定する指定都市をいう。

## (判定基準)

第3 悪臭の判定基準は、三点比較式臭気採点法(別紙)により、「工場等」の敷地境界において臭気強度1.8以下(以下「判定基準」という。)とする。

## (県の責務)

第4 県は、規制地域外(指定都市の地域については除く。)の地域において、住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、悪臭を発生させている工場等の悪臭の排出抑制について指導するものとする。

2 県は、規制地域外(指定都市の地域については除く。)の地域において、住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、悪臭を発生させている工場等の悪臭の測定を行うものとする。

3 県は、必要に応じ、市町村の行う悪臭の測定及び悪臭防止のための施策に協力し、助言指導を行うとともに技術援助に努めるものとする。

(市町村の責務)

- 第5 指定都市及び指定市町村は、指定地域内（指定都市にあっては全地域）の地域において、住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、悪臭を発生させている工場等の悪臭の排出抑制について指導するものとする。
- 2 指定都市及び指定市町村は、規制地域内（指定都市にあっては全地域）の地域において、住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、悪臭を発生させている工場等の悪臭の測定を行うものとする。
- 3 市町村は、県の行う悪臭の測定及び悪臭防止のための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

- 第6 事業者は、第3に基づく判定基準を遵守するよう努めるとともに当該工場等からの悪臭の排出を抑制するため必要な措置を講じなければならない。

(通知)

- 第7 保健所長、指定都市の長又は、指定市町村の長は、第4の2又は第5の2による悪臭の測定を行った場合、その測定結果について、事業者及び関係機関に通知するものとし、その悪臭が判定基準に適合しない場合には、環境生活部長に報告するものとする。

(勧告)

- 第8 保健所長、指定都市の長又は指定市町村の長は、第4の2又は第5の2による悪臭の測定を行った結果、その悪臭が判定基準の適合しない場合には、当該工場等に対し悪臭防止に関する改善措置を勧告することができるものとする。

(その他)

- 第9 この要綱は、市町村が悪臭防止の見地から官能試験法（三点比較式臭気採点法等）を用いた要綱を制定し、施行することを妨げるものではない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(その他)

- 2 第2条の事業の種類は、日本標準産業分類（昭和26年統計委員会告示第6号）の大分類によるものとする。

# 宮城県悪臭公害防止対策事務処理要領

環管第689号  
平成5年5月31日  
部長通知

## 1 趣旨

宮城県悪臭公害防止対策要綱（平成5年4月1日施行）の事務処理に当たっては、この要領に基づき処理するものとする。

## 2 処理事務

- (1) 要綱の第4の1号における指導は、保健所が行うものとする。
- (2) 要綱の第4の2号における測定は、保健所又は保健環境センターが行うものとする。
- (3) 要綱の第4の3号における指導・援助は、保健所、環境生活部又は関係機関が行うものとする。

## 3 測定

- (1) 悪臭の測定に際して、実施機関は、所轄保健所又は所轄市町村と密接な連携を図り、それぞれ立会いの上実施するものとする。
- (2) 悪臭の測定に際して、指定市町村は、所轄保健所の指導・助言を受けて実施するものとする。
- (3) 畜舎に係る悪臭の測定は、「宮城県畜産環境保全連絡調整会議」の地方連絡調整会議の構成員の立会いの上、それ以外の測定は、必要に応じて関係機関の立会いの上、実施するものとする。

## 4 通知

- (1) 要綱第7の規定による通知を行う場合は、別紙様式1により行うものとする。
- (2) 要綱第7の規定による報告を行う場合は、別紙様式2によるものとし、指定市町村長にあっては、所轄保健所を経由して、報告するものとする。

## 5 勧告

要綱第8の規定による勧告を行う場合は、別紙様式3により行うものとし、別紙様式4により、事前に環境生活部長に協議するものとする。ただし、指定都市の長にあっては、この限りでない。